

乙第35号議案

令和8年第2回沖縄県議会(定例会)議案

(その4)

令和8年6月30日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第35号議案	沖縄県知事の給与の特例に関する条例	1

沖縄県知事の給与の特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

第1条 この条例の施行の日の属する月の知事の給料月額、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に定める当該給料月額からその100分の45に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第8条第1項の規定の適用については、この限りでない。

(規則への委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年9月29日限り、その効力を失う。

令和8年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

ワシントン駐在に関する不適正な事務処理に鑑み、県民の信頼の回復に努める決意を示し、透明性を確保した行政運営を一層推進するため、知事の給料の額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

